

特定調停事件の期日について (通知)

横浜市  
代表者市長 林 文子 殿

平成22年7月15日

横浜地方裁判所第3民事部調停係  
裁判所書記官 三輪 眞一



下記調停事件につき、調停委員会は、横浜市が利害関係人として参加することが相当であると判断しましたので、期日に出席くださいますようお願いいたします。

記

事件番号 平成22年(特ノ)第1号  
事件名 特定調停(債務弁済協定)事件  
当事者名 申立人 財団法人横浜開港150周年協会  
相手方 株式会社博報堂JV

上記事件の調停期日は、次のとおりです。

日時 平成22年8月3日(火) 午後3時00分  
場所 横浜地方裁判所民事調停室 (3階)

- 注意 1 当日は、3階第3民事部書記官室(破産)の調停係のカウンター(調停係は破産受付係の隣のカウンターになりますので、破産受付係の案内を目安にしてください。)に出頭カードが置かれますので、そこにお名前を記入してください。
- 2 この事件について提出する書面には、事件番号、事件名、当事者名を必ず記載してください。

裁判所の所在地 〒231-8502 横浜市中区日本大通9番地  
TEL 045-201-9631(内線2322) FAX 045-201-9830

第3類 執行機関（横浜市事務決裁規程）

				(4) 公簿及び公文書の閲覧に関すること。
				(5) 諸証明に関すること。
(7) 特に重要な審査請求その他の不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。	(5) 重要な審査請求その他の不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。	(5) 審査請求その他の不服申立て、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。	(4) 軽易な審査請求その他の不服申立てに関すること。	

4 人事に係る事項

市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) 局長（これと同等の職にある者を含む。以下同じ。）及び部長（これと同等の職にある者を含む。以下同じ。）の任免（承認及び同意を含み、懲戒及び分限に関するものを除く。）に関する	(1) 課長（これと同等の職にある者を含む。以下同じ。）及び係長（これと同等の職にある者を含む。以下同じ。）の任免（承認及び同意を含み、懲戒及び分限に関するものを除く。）に関する	(1) 職員（係長以上の職員を除く。）の任免（承認及び同意を含み、懲戒及び分限に関するものを除く。）に関すること（総務局長）。		

A〔横浜市①一三四〕一一四六

第3類 執行機関（横浜市事務決裁規程）

		(17) 現金または物品の亡失またはき損に関すること（総務局長）。	
			(6) 職員の身元保証に関すること（庶務担当課長（健康福祉局及び資源循環局にあっては総務部職員課長））。
	(12) 重要な訴訟（和解、調停等を含む。）の代理人の指定に関すること。	(18) 訴訟（和解、調停等を含む。）の代理人の指定に関すること。	
			(7) 現金分任出納員及び区現金分任出納員の任免に関すること（庶務担当課長（健康福祉局及び資源循環局にあっては総務部職員課長、消防局にあっては消防局長））。

A 〔横浜市①一三四〕 一一四七ノ六